

令和4年12月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和4年12月23日(金) 午後1時30分
2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室
3. 出席委員 農業委員11名 農地利用最適化推進員8名
- 会長職務代理 2番 辻 尊志
農業委員 3番 北山 謙治
4番 須見 則雄
5番 山口 拓雄
6番 山内 百合子
7番 高野 忍
8番 牧野 昌久
9番 吉田 武博
10番 滝本 和子
11番 田中 政男
12番 酒井 清泰

- 農地利用最適化推進委員 1番 横山 定守
2番 坂上 信雄
3番 田中 昭司
4番 吉田 新一
5番 前田 壽夫
7番 松田 数実
9番 廣瀬 介治
10番 鳥山 義昭

4. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第54号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第55号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第56号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第57号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第58号	現況証明願いについて	可決

- （報告事項）
- ・ 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
 - ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・ 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・ 農地の転用事実に関する照会の回答について
 - ・ 農地法5条許可の取り消しに届出について

5. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

6.議事
事務局長

ただいまから、令和4年12月定例農業委員会を開催いたします。
また、松村会長、林推進委員、松井推進委員は欠席の旨、田中政男委員は遅れる旨、お聞きしております。
それでは、社会長職務代理者よりご挨拶を申し上げます。

辻職務代理

(あいさつ)
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の審議を行います。
委員各位には厳正な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

事務局長

ありがとうございました。
では、会議規則により、会長がご欠席のため職務代理が議長として議事進行をお願いいたします。

議長
(辻職務代理)

これより本日の会議に入ります。
事務局より12月分の経過報告を申し上げます。

事務局

(報告)

議長
(辻職務代理)

報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。
ないようですので、本日の議事録署名委員を、3番 北山 謙治 委員、
4番 須見 則雄 委員の両名にお願いします。
これより議事に入ります。

議長
(辻職務代理)

日程第1 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明願ひます。

事務局

(説明)

議長
(辻職務代理)

このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願ひます。
①については吉田委員より報告をお願いいたします。

吉田委員

先だって現地確認を行いました結果、堀名中清水において譲受人は、今までも田んぼをたくさん耕作しております。買い受ける農地も、譲受人の家のすぐそばということで、よろしいかと思ひます。

議長
(辻職務代理)

ありがとうございました。
次に②については北山委員より報告をお願いいたします。

北山委員

今、説明ありましたように、3、4ページを見ていただきますと、畑をしているということに間違いはないと思ひます。(以前と同様の)栄町の譲渡人関係の土地でして、娘さんに渡されるということでもありますので、よろしくお願ひいたします。

議長 (辻職務代理)	<p>ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第54号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (辻職務代理)	<p>それでは、議案第54号は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(貸借権の設定)について、を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (辻職務代理)	<p>説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>
須見委員	貸付人と借受人の住所が同じになっていますが、間違っていないですか。
事務局	大変失礼いたしました。借受人の住所は第〇号●番地でございます。記載が誤っておりました。第〇号●番地に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
議長 (辻職務代理)	<p>それでは皆さん訂正をお願いいたします。 その他、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより議案第55号について、原案どおり承認することに異議ございませんか。</p>
委員	異議なし
議長 (辻職務代理)	<p>それでは、議案第55号については、承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による貸借権の設定)及び、日程第4 議案第57号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取についてを議題とします。 これらは関連がありますので一括して行います。 事務局より説明願います。</p>
事務局	(説明)
議長 (辻職務代理)	<p>それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。</p>
牧野委員	15番の貸付人はいままでも借受人に預けていたのですか。
事務局	はい、15番の4筆につきましては貸付人が農業公社を介して借受人が借り受けております。

牧野委員

いままでもそうだったのですね。

事務局

はい。

牧野委員

いままでも耕作されていたかもしれませんが、私は反対です。なぜなら、私の地区にもこの借受人の農地が3枚程あります。今年は田植えからしていなくて、畔も刈らない、田んぼは草が生えている状態です。できれば見てもらいたいのですが、雪が降っておりまして見れません。そこはみむろファームの耕作地の真ん中辺りにありまして、いろんな面で被害を被っています。14番の耕作者はきれいに耕作されています。この方に預けた方がいいのではないかと私は思います。この案件については私は反対です。多数決か何かするしかないのではないのでしょうか。

事務局

15番の借受人がなかなか耕作をされていない農地があるということですが、農地が耕作されていないということであれば、農業委員さん達が実施しております農地パトロールの中で、この農地が耕作されていないと判断された場合、農業委員会で今後きちんと耕作するのかどうかという利用意向調査をすることができます。ですので、今後、この借受人が耕作をするということになりましたら、農業委員さんが農地パトロールを実施していただきまして、今後の耕作についてどうするのかという意思確認をすることができます。意思確認を行った上で、やはり（耕作や管理を）何もしないということになれば、別の方に預けてはどうかというような最終的には勧告をすることができます。段取りを踏んでいく必要はございますが、そういった形で対応することが可能です。15番の農地につきましては、いままでもこの借受人が耕作をされており、継続して耕作してくれないかとの話があったのではないかと思います。

牧野委員

今年の農地パトロールでも、草が繁茂している田んぼを見ていただいたと思います。その時に今話をしていただかないといけないと思います。それと、これはどうなるか分かりませんが、5年なり10年なりは耕作しますという確認書のようなものは農業委員会としては貰わないのでしょうか。

事務局

こういった中間管理事業を介した契約につきましては、どのような形で借受人が選ばれるのかといいますと、地元で農作業をきちんとされているかどうかというのが一番のポイントになっております。そして、人・農地プランが各地区で設定をされておりますが、そこに担い手として名前が載っているかどうかです。もし載っていないのであれば、耕作者から耕作する意思があることの申出を書類で出していただきまして、担い手として認定をしております。そしてこの中から耕作者を選定することとなります。この15番の借受人につきましては、この地区の担い手として認定されておりまして、継続して耕作するということもあり、選定されたというところでございます。

牧野委員

農業委員会が認定するときに、5年か10年はちゃんと作りますというような確約書を取ることはできないのか。多分、今耕作していないと申した場所についても、農業委員会にかかっていると思うのですが。その時は作ると言っておいて、実際には作っていないのではないかと私は思います。そういうことを裏付けるために、最低でも5～10年はちゃんと作りますと、確約書を取ることはできないのでしょうか。

事務局

先ほど申し上げたように、人・農地プランに名前が載っていない場合、申出書を出していただいて、人・農地プランを修正して担い手としています。現在、担い手として登録されている方に対して、改めて今後もきちんと継続して耕作されるかどうか確認する書類を新たに出してもらうことが可能かどうかは、調べさせていただきます。

一つ言い忘れておりましたが、この15番の借受人は、他の農事組合法人等とは異なりまして、農地所有適格法人ではございません。これは何が異なっているのかと申しますと、農地所有適格法人になりますと、農地を所有することができることとなります。農地所有適格法人になっていない法人が農地を借り受ける場合には、解除条件付の契約となります。もし耕作をしなかった場合は所有者へ返還するという条件が付いた契約です。耕作されずかつ利用意向調査行っても耕作をしない状況が確認できれば、解除の手続きを促すことが可能となります。なお、勝山市におきまして農地所有適格法人ではない法人は●●様と〇〇様となっております。こちらの団体に関しましては、解除条件付での契約が結ばれることとなります。

議長
(辻職務代理)

他にご意見ございますか。

田中政男委員

貸付人は中間管理機構に農地を預けるわけでしょう。そして借受人は中間管理機構から借り受けるのですよね。もし借受人が耕作していないのであれば、中間管理機構が借受人の対応をしなければいけないのではないのですか。ですから、農業委員会はこういう話を中間管理機構に持っていけばいいのではないのでしょうか。中間管理機構自体は、貸し付けた農地を耕作されていないかどうかというのは知らないと思うのですね。それを農業委員会でこういう話が出たと、農業委員会から中間管理機構に話をして、耕作していないのであれば、解約して他に回すほうがいいのではという風に話を持って行った方がいいのではないかと思います。

事務局

中間管理機構に話をするというのはおっしゃる通りですので、手続き等についてはきちんと確認をさせていただいて、機構を交えながら話をさせて頂きたいと思います。

議長
(辻職務代理)

そのあたりは次回に報告ということでよろしいでしょうか。

田中政男委員

分かりました。

議長
(辻職務代理)

その他ございませんか。
これより採決いたします。
ではまず、議案第56号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員

異議なし

議長
(辻職務代理)

それでは、議案第56号については、承認することに決しました。
続いて、議案第57号について採決いたします。
本件は、反対意見がありますので、挙手にて採決をいたします。農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について、「適当である」旨の意見を付することに賛成の方は、挙手をお願いします。

委員	(挙手多数)
議長 (辻職務代理)	挙手多数であります。よって、議案第57号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。 続きまして、日程第5 議案第58号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長 (辻職務代理)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告願います。 ①、②について、酒井委員より報告をお願いいたします。
酒井委員	先般、現地確認を行ってまいりました。資料の5ページを見ていただきますと、場所は県道から川に下がっていったところです。写真を見ていただくと、立木がありまして、この立木は柳の木です。雑草も一面に生えていまして、畑という感じではありませんでした。申請の通り、非農地ということをお願いしたいかと思えます。2番目のことですけれども、資料を見ていただきますと、3筆ございまして、ふれあい会館と駐車場として使っているような感じですが、既に舗装がしてありますので、非農地であると思えますが、皆様方のご意見をお伺いしたいと思えます。以上です。
議長 (辻職務代理)	ありがとうございました。 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第58号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長 (辻職務代理)	それでは、議案第58号については、原案どおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (辻職務代理)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。
酒井委員	ひとつ確認をしたいのですが、登記簿地目は変更せずに、課税地目だけを変更するというところでよろしいのでしょうか。

事務局 最終目標は、こちらに記載させていただいた土地の登記簿地目も課税地目も農地以外のものにする事です。例えば、登記簿地目を山林、課税地目も山林というような形で田、畑ではないものに変えたいと思います。ただ手続きがパターンによって若干異なります。まず、登記簿地目が田、課税地目が山林となっているものについては市で一括して登記の地目を山林に変えて、農地台帳から除きたいと思っています。次に登記簿地目が田、課税地目が田になっているもので、皆様に確認していただいた結果山林化していたものについては、まず課税地目を山林に変えます。これは、農業委員会から非農地であった土地については税務所管課へ通知いたしまして、税務所管課が課税地目を変更いたします。その後、登記簿地目も変更する手続きを市が一括して行います。そうすることで、非農地判断したすべての土地の登記簿地目、課税地目ともに山林など農地以外のものに変更することが最終的な目標です。

酒井委員 あくまでも、地主に対して（変更）登記をして下さいとお願いするということによろしいのでしょうか。

事務局 登記簿地目の変更については、基本的には土地の所有者が行うものです。非農地通知をお送りする際に、変更登記申請をするようお願いいたします。ただし、ご自身で変更登記申請をしないのであれば、市の方で一括して登記簿地目を変更します又はする場合がありますという文言を付けてお送りしたいと考えています。また、もしご自身でするのであれば、事務局にご連絡下さいという形で通知したいと思っています。ですから、何も意思表示がない場合は、その所有者の意思に関係なく、課税地目、現況地目を一括して変更したいと思っています。

酒井委員 経費はかかるのですか。

事務局 地目変更登記申請については、事務局が一括して行う場合も、所有者が行う場合も無料です。ただし、所有者の名前や住所が異なっているなど、登記の地目以外を変更しようとする手数料がかかります。

酒井委員 記載されている所有者は亡くなっている場合もありますよね。相続登記が終了していなくても地目の変更登記申請をしてくれるということで良いのですか。

事務局 最終的にはそうなります。また皆様には改めてお知らせする予定ではありますが、登記簿に関する法律が今度変わりました、相続された土地は数年以内に所有者を変更しなければなりません。また変更をしない場合は過料の罰則が発生します。ですので、後々については相続登記をきちんとしていただけるのかなと思っているのですが、現段階では所有者の方もはっきり分からない、相続人も分からない、あるいは、共有名義になって皆さんの同意を得ることができないなど、所有者をすぐに変更できないものもたくさんございますので、そういったものを区別するのではなくて、一括して変更したいと思っています。

牧野委員 これは公表しても良いですか。というのは、私の地区も多く非農地判断されているところがあるので、公表してもよろしいのかどうか教えてください。

事務局 土地の所有者へは通知しますので、非農地通知が届いているか等の確認を所有者本人と話をさせていただく分には問題ないと思います。しかし、この一覧には住所等個人情報も記載されておりますので、他の方にお見せになるのは控えてくださればと思います。

牧野委員	分かりました。
事務局	農業委員のみなさんが土地の所有者とお話をする中で、場所について知りたい場合は事務局へお問い合わせしていただけたらと思います。
議長 (辻職務代理)	その他にございませんか。 ないようですので次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (辻職務代理)	このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (辻職務代理)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (辻職務代理)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次に農地法5条許可の取り消しの届出について、事務局から報告願います。
事務局	(報告)
議長 (辻職務代理)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、次にその他について事務局よりお願いいたします。
事務局	(報告)
議長 (辻職務代理)	このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、全体を通して何かご質問はございませんか。
事務局	次回の農業委員会は、令和5年1月25日(水)午後1時30分から、開催予定としております。また、農地利用最適化推進委員会は1月27日(金)に開催予定としております。
議長 (辻職務代理)	以上で12月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを申し上げます。
辻職務代理	閉会の言葉